

専任が必要な工事とは？

● 法令で規定されていること

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に配置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。(法第 26 条第 3 項)

○ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物とは

これらは建設業法施行令第27条で定められているところですが、要点だけ約しますと「戸建ての個人住宅を除くほとんど全ての工事」が該当します。

○ 重要な建設工事とは

同令で定められているところで、工事一件の請負代金の額が三千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、七千万円)以上のものが該当します。

● 要点をまとめると

現場技術者の専任が必要な工事とは、戸建ての個人住宅を対象とする工事を除き、請負代金の額が三千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、七千万円)以上の工事となります。